

江田島市議会報告会実施基準

平成25年12月25日
全員協議会決定

1 趣旨

この要綱は、江田島市議会基本条例（平成25年江田島市条例第36号）第6条第1項の規定に基づき実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 時期等

- (1) 報告会は班単位とし、年1回以上とする。ただし、臨時の報告会を開催することができる。
- (2) 開催時期、会場等は、議会運営委員会で決定する。

3 報告内容

報告内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 議案の審査に関する事項
- (2) 議会の活動に関する事項
- (3) その他議長が必要と認める事項

4 報告会の役割

報告会における、司会進行、報告者、記録者は、それぞれの班において協議し、調整する。なお答弁は、全員で行うものとする。

5 編成等

- (1) 班は、9人で構成し、2班編成とする。
- (2) 班編成は、常任委員会を経て議会運営委員会において協議して決定する。
- (3) 班に代表者を置き、構成員の互選により決定する。

6 記録

報告会の記録は、記録者において要点記録する。

7 報告会

報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ（班の代表者）
- (2) 議会報告（班の報告者）
- (3) 質疑応答
- (4) 意見・提言等
- (5) 閉会あいさつ（班の代表者）

8 資料

- (1) 報告会において使用する資料は、議長、副議長並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長が協議して決定する。
- (2) 前項に定めるもののほか、編成された報告会において特に必要があると認めるときは、議長の承認を得て前項の資料以外の資料を併せて使用することができる。

9 報告書の提出及び公表

- (1) 報告会の成果・効果等の報告は、報告会終了後、代表者が議長に文書による報告書を提出するものとする。
- (2) 議長は、前項の報告書の提出があったときは、その内容を市議会広報紙及び市議会ホームページに掲載し、公表するものとする。

10 執行機関に対する要望等の通知

議長は、報告会において市長その他の執行機関において処理すべき要望等が提出されたときは、これを取りまとめ文書等で市長その他の執行機関の長に通知するものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。